資料　5

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

○　令和６年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠（月10時間）の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

○　全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠（月10時間） ・時間単位の柔軟な利用 ※０歳６か月から満３歳未満			幼稚園　※満３歳から小学校就学まで			

こども誰でも通園制度総合支援システム（愛称：つうえんポータル、略称：つうポ）

利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことが可能。国において設計・開発し、令和７年度から運用。

保護者の立場から必要性があり預ける、保護者のニーズ(就労・病気・用事等)による利用 → **一時預かり事業**

こどもの成長のために通う、保護者のニーズに関わらない利用 → **乳児等通園支援事業**

乳児等のための支援給付交付金（こども誰でも通園制度）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後６か月から満３歳未満のこども

【実施事業所】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター　等
において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】一般型又は余裕活用型

【基本単価】こども一人１時間当たり０歳児：1,700円、１・２歳児：1,400円（内閣府令で定める月の利用可能時間（10時間）を上限）

【加　　算】障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の充実、
初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、賃借料加算、特別地域加算、保護者支援面談加算の新設

加　算	こども一人１時間当たり単価
障害児加算	600円
要支援家庭のこども加算	600円
医療的ケア児加算	2,400円
初回面談加算	0歳児 1,700円、1・2歳児 1,400円
保護者支援面談加算	1,400円

令和8年度　羽曳野市乳児等通園支援事業の利用定員と確保量について

＜概要＞

子育て支援センターむかいの	
実施方法	一般型
開始時期	令和8年4月1日
提供時間	月曜日～金曜日（6時間／日） 9時30分～12時30分 13時30分～16時30分

高屋保育学園	
実施方法	余裕活用型
開始時期	令和8年10月1日
提供時間	月曜日～金曜日（2時間／日） 9時～11時

＜利用定員＞（1時間あたり）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
子育て支援センターむかいの	3人	6人	6人	15人
高屋保育学園	3人	3人	3人	9人

＜令和8年度の量の見込みと確保量＞

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
夢プランにおける量の見込み	11人	19人	19人	49人
夢プランにおける確保量	2人	5人	5人	12人
子育て支援センターむかいのの確保量	2人	4人	4人	10人
高屋保育学園の確保量	0.6人	0.6人	0.6人	1.8人
合計	2.6人	4.6人	4.6人	11.8人

（例）支援センター0歳児：6時間/日×20日/月×3人÷176時間≒2人

※量の見込みの考え方

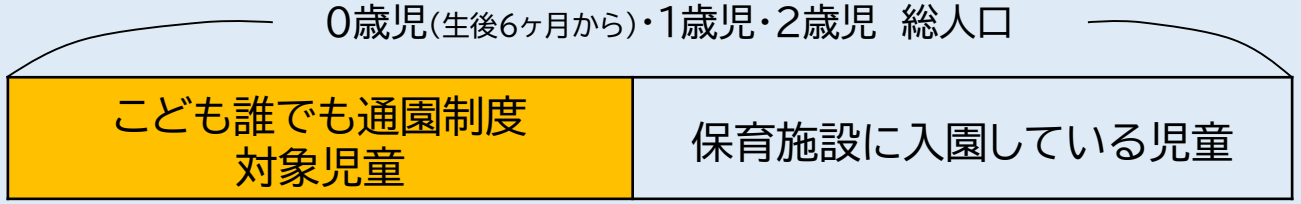

＜国の基本的な考え方＞
① 対象児童 × 10時間（ひと月の上限） ＝ 対象児童に必要な時間数
（こども誰でも通園制度の対象児童全員が利用した場合の最大値）
② 8時間/日 × 22日/月 ＝ **176**時間（1事業所で1ヶ月に必要な1人あたりの時間数）
⇒①（対象児童に必要な時間数）/②（176時間）・・・必要量＝量の見込み

＜高屋保育学園の利用定員と在籍人数＞

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
利用定員	15人	20人	25人	60人
在籍人数（R8.8.1時点）	12人	29人	30人	71人